

許可証確認用

複写及び他の使用目的は無効です

許可番号 02150002252

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県京都郡苅田町大字与原2210番地の2

氏 名 株式会社みやこ産業
代表取締役 金谷 相勲

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

岐阜県恵那県事務所長 中根 基訓



許可の年月日 令和 6年 3月31日

許可の有効年月日 令和11年 3月30日

1 事業の範囲

積替え、保管を除く。

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、特定有害鉱さい（六価クロム、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害ばいじん（六価クロム、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害燃え殻（六価クロム、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むもの）、特定有害汚泥（有機リン、六価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、シアン化合物を含むもの）、特定有害廃酸（有機リン、六価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、シアン化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）、特定有害廃アルカリ（有機リン、六価クロム、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、シアン化合物、水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むもの）

以上 10種類

- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成11年	3月31日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（新規）
平成16年	3月31日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成21年	3月31日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成21年	6月23日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成26年	3月31日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
平成26年10月14日		特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成31年	3月14日	特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
平成31年	3月31日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）
令和5年10月25日		特別管理産業廃棄物収集運搬業変更届（書換）
令和6年	3月31日	特別管理産業廃棄物収集運搬業許可（更新）

5 積替え許可の有無 有 ・ ☒ 無6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 ☒ ・ 無